

# もう一度見つめなおす 被ばく線量管理

発行:2019年8月

2020年4月1日より、医療法施行規則の一部が改正となり、診療用放射線に係る安全管理体制に関する規程施行がおこなわれます。今回は、改正に伴い留意が必要なポイント2点についてご紹介いたします。

- ① 診療放射線に係る安全管理のための責任者の配置
- ② 被ばく線量の管理対象及び記録の方法

お問い合わせはこちらまで

株式会社システック井上

〒854-0063

長崎県諫早市貝津町1103番地1

TEL.0957-25-1301・FAX.0957-25-1016

## ① 診療放射線に係る安全管理のための責任者の配置

病院等の管理者として、**医療放射線安全管理責任者**を配置することが義務付けられます。原則、医師及び歯科医師のいずれか、と決められていますが、体制によっては診療放射線技師を責任者として配置することも可能です。

- (原則)
- ・診療用放射線の安全管理に関する十分な知識を保有しているであること
  - ・常勤職員であること
  - ・**医師及び歯科医師のいずれかの資格保有者であること**

※ただし **放射線診療における正当化...常勤の医師または歯科医師**  
**放射線診療における最適化...常勤の診療放射線技師** で担保し、当該医師または当該歯科医師が、当該診療放射線技師に対して、適切な指示を行う体制を確保している場合に限り、診療放射線技師を責任者としても差し支えないこと。

## ② 被ばく線量の管理対象及び記録の方法

管理対象となる医療機器については、下記医療機器となります。おもに、医療被ばく線量が他の放射線診療と比較して多い医療機器が選ばれています。

**CTエックス線装置、血管造影検査に用いる透視用エックス線装置、診療用放射性同位元素並びに陽電子断層撮影診療用放射性同位元素を用いた診療(外科用イメージ、アンギオ、CT-アンギオ、CT、PET-CT、SPECT-CTなど)**

ほかにも細かい規定の多い、規則の改正ですが、被ばく線量管理システムを導入しなければならない、といった内容は一切ありません。

実は、これまで通り医師法で定められた**診療録**、診療放射線技師法で規定された**照射録**でも、**当該放射線診療を受けた者が特定できる形で**被ばく線量を記録している場合は、それらを線量記録として扱うことを認められています。



照射録で対応できるなら、システムはいらない？

## 被ばく線量管理をシステムで行う利点は...

### 管理の効率化

既存システムや装置と連携することで、被ばく線量管理システム内で線量記録をとることができます。これにより、紙やエクセルで照射録を記載する手間を省くことができます。

### 分析の簡易化

被ばく線量管理システムの場合、線量情報はデータとして管理されるため、様々な検索機能で**被ばく線量の最適化**などに対する分析支援をします。